

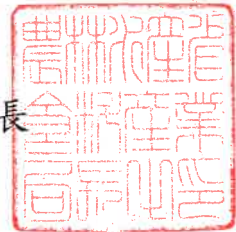
元食産第148号
令和元年5月28日

登録更新通知書

ICEA (イチェア)
取締役社長 Pietro Campus 殿

日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）第36条において準用する同法第17条第2項において準用する同法第16条第1項の規定に基づき、登録外国認証機関として登録が更新されたのでお知らせします。

農林水産省食料産業局長



- 1 登録更新年月日：平成30年12月22日
- 2 登録更新番号：第13号
- 3 認証を行う農林物資の種類又は農林物資の取扱い等の方法の区分：有機農産物、有機加工食品、有機飼料及び有機畜産物
- 4 認証を行う区域：外国
- 5 認証を行う事業所の所在地：Via G. Brugnoli,2-40122 Bologna(BO) ITALY
- 6 登録の有効期間：令和4年12月21日まで